

東松山市下水道事業経営戦略

令和 8(2026)年度 ~ 令和 17(2035)年度

令和 8 年3月改定

東 松 山 市

目 次

第1章	東松山市下水道事業経営戦略策定にあたって	1
1.1.	東松山市下水道事業経営戦略策定の趣旨	1
1.2.	東松山市下水道事業経営戦略の改定	1
1.3.	東松山市下水道事業経営戦略計画期間	1
第2章	東松山市下水道事業運営の現状と課題	2
2.1.	施設概要	2
2.2.	下水道事業の現状と計画	3
2.2.1.	人口と有収水量の推移	3
2.2.2.	下水道施設の状況	5
2.2.3.	経営の状況	7
2.3.	経営分析項目を用いた比較分析	12
2.3.1.	比較分析方法	12
2.3.2.	比較分析結果	13
2.4.	課題の整理	14
第3章	東松山市下水道事業経営戦略基本方針と目標の設定	15
3.1.	経営戦略の位置付けと上位計画	15
3.2.	経営戦略基本方針	15
3.3.	経営戦略の目標設定	16
第4章	財政シミュレーションの実施	17
4.1.	財政シミュレーションの位置付け	17
4.2.	算定条件	17
4.3.	財源確保のための対応策	18
4.4.	シミュレーション結果	19
第5章	おわりに	21
5.1.	取り組むべき施策について	21
5.2.	その他の取り組みについて	22
5.3.	経営戦略の事後検証・改定について	23
用語集		24

第1章 東松山市下水道事業経営戦略策定にあたって

1.1. 東松山市下水道事業経営戦略策定の趣旨

私たちの家庭から排出される污水・雑排水、工場からの排水などを地下に埋設されている下水道管に流入させ、それを衛生的に処理して河川に放流するシステムを下水道と呼びます。

本市の下水道事業は、昭和46年3月に建設事業に着手し、昭和52年5月には市野川処理区、昭和59年3月には高坂処理区の供用を開始し、水環境の保全や快適で安全な生活環境の確保に努めてきました。

一方で、人口減少社会による水洗化人口の減少や節水機器の普及により使用料収入は将来的には減少傾向になると予測されます。また、施設の老朽化も進んでおり、今後、大規模な改築・更新が必要となるなど、昨今の下水道を取り巻く状況は大きく変化してきています。

経営環境が厳しさを増す中で、中長期的な視点に立った経営を行うため、令和2年度に東松山市下水道事業経営戦略の初版を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図っています。

1.2. 東松山市下水道事業経営戦略の改定

今回の改定は、経営戦略に沿った取り組み等の状況を踏まえつつ、PDCAサイクルを通じて質を高め、持続可能なサービスを提供するために下記の事項等について投資・財政計画に盛り込み、見直しを行ったものです。

- (1) 今後の人口減少等を加味した使用料収入の反映
- (2) 処理場等施設の老朽化による修繕費用や改築・更新費用の増加を反映
- (3) 物価上昇による委託料や動力費等の維持管理費の上昇傾向を反映
- (4) 収支を維持する上で必要となる対応策の検討

地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する公営企業は、将来にわたって安定的に事業を継続することが求められています。下水道事業の現状における課題を整理し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図り、将来にわたりサービスの提供を安定的に継続するため、経営戦略を改定します。

1.3. 東松山市下水道事業経営戦略計画期間

東松山市下水道事業経営戦略(以下、「経営戦略」という。)の計画期間は令和8(2026)年度から令和17(2035)年度の10年間とします。

計画期間:令和8(2026)年度～令和17(2035)年度 10年間

第2章 東松山市下水道事業運営の現状と課題

2.1.施設概要

本市の公共下水道は、昭和46年3月に建設事業に着手し、東松山駅周辺を中心とした市野川処理区は昭和52年5月に、高坂駅周辺を中心とした高坂処理区は昭和59年3月に供用を開始し、供用開始から48年を経過しています。

汚水の排除方式は、汚水と雨水を同一の管路で排除する「合流式」を市野川処理区の一部で採用し、その他の地区では、汚水と雨水を別々の管路で排除する「分流式」を採用しています。

市野川処理区は、山崎町にある市野川浄化センターで、高坂処理区は、宮鼻にある高坂浄化センターで流入下水を処理しています。

その他の施設として、汚水を圧送するための新江川第一下水中継ポンプ場及び雨水を排水するための市野川雨水ポンプ場があります。

公共下水道施設概要は表2-1のとおりです。

表 2-1 下水道施設概要

項目	下水道施設概要	
	市野川処理区	高坂処理区
事業着手年度	昭和46年度	昭和53年度
供用開始年月日	昭和52年5月1日	昭和59年3月31日
終末処理場名称	市野川浄化センター	高坂浄化センター
排除方式	合流式・分流式	分流式
ポンプ場	新江川第一下水中継ポンプ場 市野川雨水ポンプ場	なし
整備済面積	670.47ha	383.42ha



図 2-1 市野川浄化センター



図 2-2 高坂浄化センター

2.2. 下水道事業の現状と計画

2.2.1. 人口と有収水量の推移

本市の行政区域内人口及び処理区域内人口の推移を図 2-3 に示します。

処理区域内人口は、污水管の整備により令和 9 年度まで増加しますが、その後は行政区域内人口の減少に伴い緩やかに減少の見込みです。なお、人口普及率(処理区域内人口÷行政区域内人口)は現在、54%程度ですが、令和11年度に60%程度まで増加する見込みです。

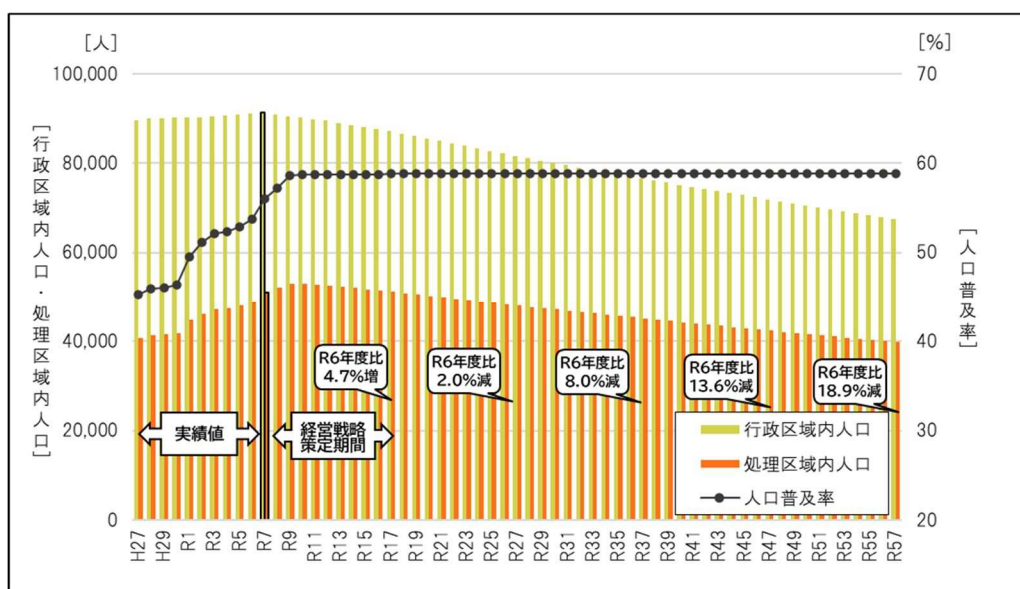


図 2-3 行政区域内人口と処理区域内人口の推移

また、水洗化人口は污水管の整備により、令和 12年度まで増加し、その後は、処理区域内人口の減少に伴い減少する見込みです。なお、水洗化率(水洗化人口÷処理区域内人口)は現在、98%ですが、処理区域内人口が増加することから一時的に低下した後、令和 17 年度には 100%に近づく見込みです。

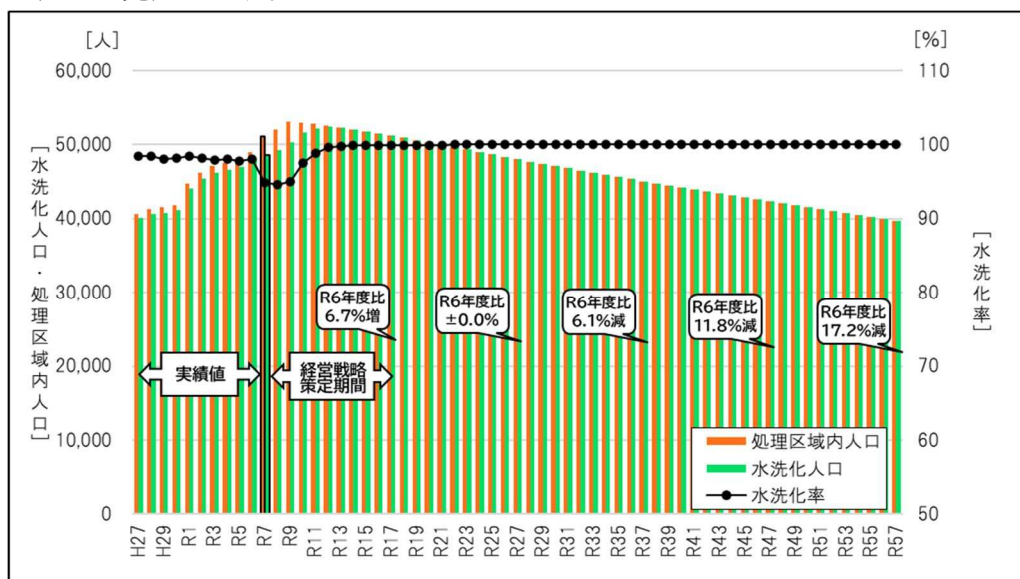


図 2-4 処理区域内人口と水洗化人口の推移

次に、有収水量と処理区域内人口の推移を図 2-5 に示します。

有収水量は、処理区域内人口の増加より令和 12年度までは増加の見込みですが、その後は処理区域内人口の減少に伴い、令和 57年度には令和6年度と比べて 12.1%減少する見込みです。

なお、有収水量の減少は、下水道使用料収入の減少につながり、事業経営に多大なる影響を与えます。

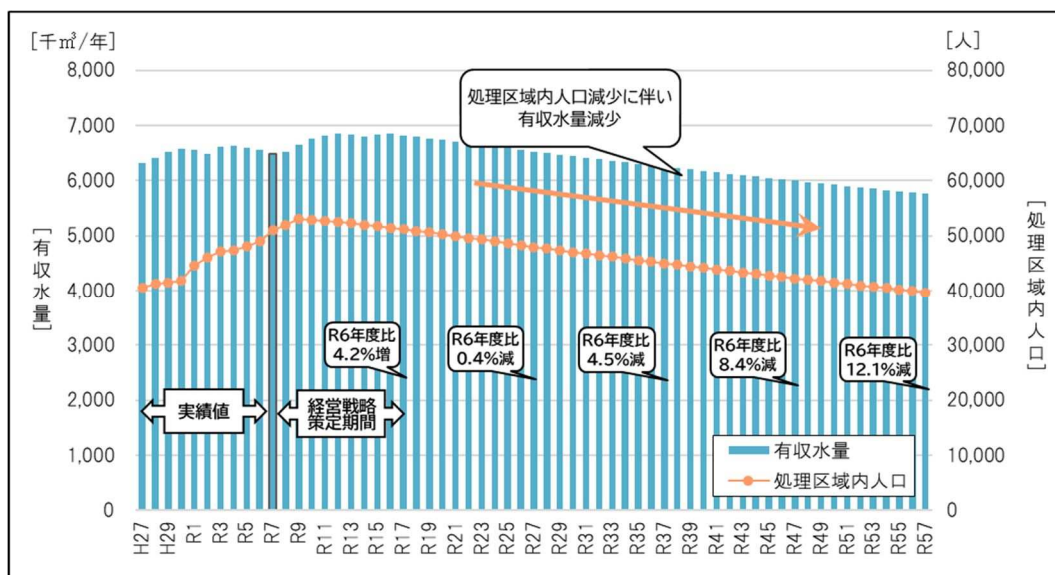


図 2-5 有収水量と処理区域以内人口の推移

2.2.2. 下水道施設の状況

ここでは、本市の下水道施設の現状と今後取り組むべき事項について示します。

①汚水管の整備

汚水管の整備については、東松山市公共下水道全体計画の汚水処理区域における汚水処理施設整備率 100%を目標とし、快適な市民生活の充実を目指し、整備を進めています。

令和6年度末時点で 1,053.9ha の整備が完了しており、松葉町三丁目・四丁目、美土里町、和泉町地区、殿山町及び沢口町で新規汚水管の整備を進めています。

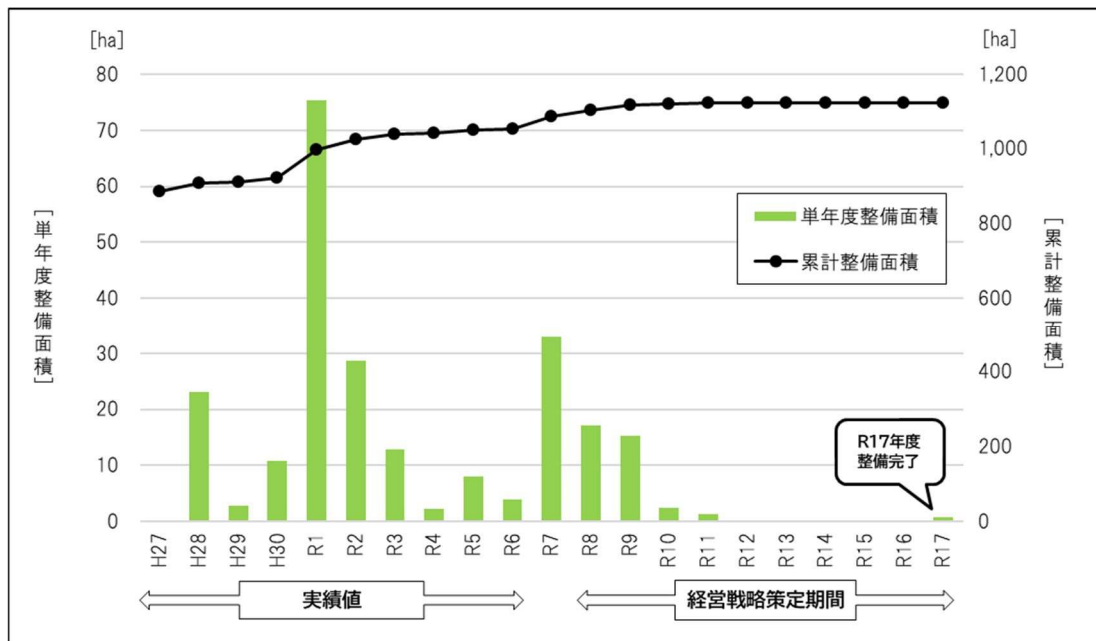


図 2-6 汚水整備状況

②雨水管渠の整備

雨水管渠の整備については、令和6年度末時点で66kmの管渠の整備が完了しています。また、市野川雨水ポンプ場を平成8年3月に稼働開始し、浸水被害の改善も見られています。近年では令和元年度～令和2年度にかけて和泉町地区に雨水調整池を築造しました。

今後は、和泉町地区の雨水管渠の整備を進めるとともに、市内において浸水が課題となっている箇所の浸水対策を進めていきます。

③施設の老朽化等の状況

本市の下水道施設は管路施設が約 303 km(令和6年度末)、ポンプ場 2 箇所、マンホールポンプ 13 箇所、浄化センター2 箇所が整備済みです。

供用開始後の経過年数は、市野川浄化センターは 48 年、高坂浄化センターは 41 年となっており、老朽化への対策が求められている状況です。

計画的に維持管理及び改築・更新を実施するため、令和元年度に下水道ストックマネジメント全体計画、令和7年度に下水道ストックマネジメント実施計画第2期を策定しました。これら計画に基づき、改築・更新及び耐震診断・改修を進めていく予定です。

なお、経営戦略計画期間内(令和8年度～令和17年度)に改築・更新を予定している主な施設は、表2-2 のとおりです。

また2つの浄化センターについて、老朽化した施設をそれぞれ維持していくことは、費用面で大きな負担が生じることから、高坂浄化センターの水処理機能等を市野川浄化センターへ統合することを予定しています。

表 2-2 改築・更新予定

施設	内容
市野川浄化センター	・塩素消毒設備更新
	・塩素混和池等耐震化
	・沈砂池ポンプ棟耐震化
	・耐震診断(汚泥処理棟、管廊、水処理施設等)
	・管理棟本館前管渠更新
高坂浄化センター	・無停電電源装置(非常照明用)蓄電池更新
新江川第一下水中継ポンプ場	・電気設備更新
	・受変電設備更新
	・自動除塵機更新
市野川雨水ポンプ場	・沈砂池ポンプ室等耐震化
	・電気設備更新
	・自動除塵機更新
	・雨水ポンプ用エンジン更新
管渠・マンホール	・管渠更生
	・マンホール鉄蓋更新

2.2.3. 経営の状況

ここでは、平成27年度から令和6年度までの10年間における、下水道事業の経営状況について分析を行います。

本市の下水道事業は、平成30年度までは官公庁会計(特別会計)により事業運営を行っていましたが、令和元年度より地方公営企業法における法適用事業となり、公営企業会計に移行をしました。

地方公営企業法の適用により、企業としての経営成績を表す損益計算書、保有資産や負債の状況を表す貸借対照表などの財務諸表を作成しておりますので、経営状況の把握・経営分析が可能となりました。

<会計方式の違い>

平成30年度までの官公庁会計方式との違いから、令和元年度以降は次のように金額の捉え方が異なります。

●使用料収入や維持管理費について

平成30年度までは税込みで現金による収入及び支出額の表示となりますが、令和元年度以降は税抜きで、収入については調定額となります。

●資本費について

対象経費が平成30年度までは[企業債利息+企業債元金]でしたが、令和元年度以降は[企業債利息+減価償却費(長期前受金戻入を除く)]になります。

なお、地方公営企業法を適用する前年度の平成30年度は、打切決算を行っているため、他の年度に比べて金額が小さくなっています。

※打切決算:地方公営企業法を適用する事業が、適用日の前日をもって従前の特別会計の会計年度を終了させる決算のことです。

従前の決算では、当該年度の年度末(3月31日)に確定した債権債務について、未収・未払いの整理を行う出納整理期間(5月31日まで)が設けられていますが、打切決算の場合、適用日前日の属する会計年度の出納を、適用日前日(3月31日)をもって閉鎖するため、年度末までに収入や支払いが終わらなかったものは、決算に含まれていないため、他の年度より金額が小さくなっています。

① 維持管理費

令和6年度における維持管理費は、約10億円となっています。維持管理費のうち、7割を処理場費が占めており、令和6年度は約7億円となりました。維持管理費については、施設の老朽化に伴い修繕費が増加、また物価高騰により委託料や動力費が増加しており、今後の更なる増加が懸念されています。

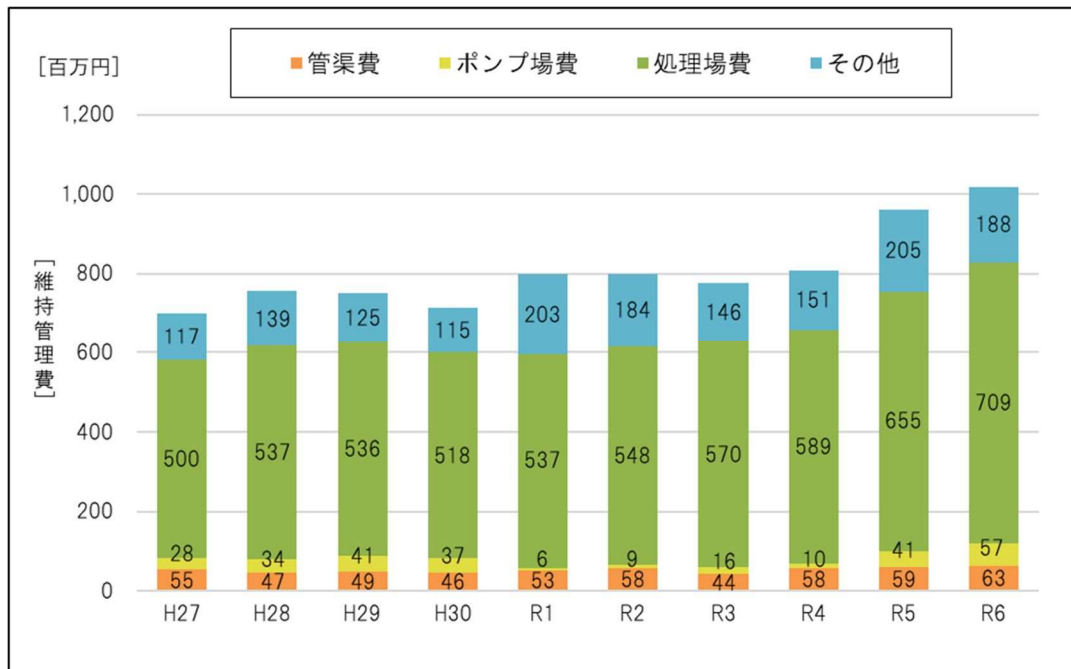


図 2-7 維持管理費の推移状況

② 資本費

令和6年度における資本費は、約4億6,000万円となっています。近年は企業債の償還が進み、減少傾向となっていました。令和6年度には増加に転じました。今後は、企業債の借入額の増加及び貸付利率の上昇により、償還元金及び利子が増加していくと見込んでいます。

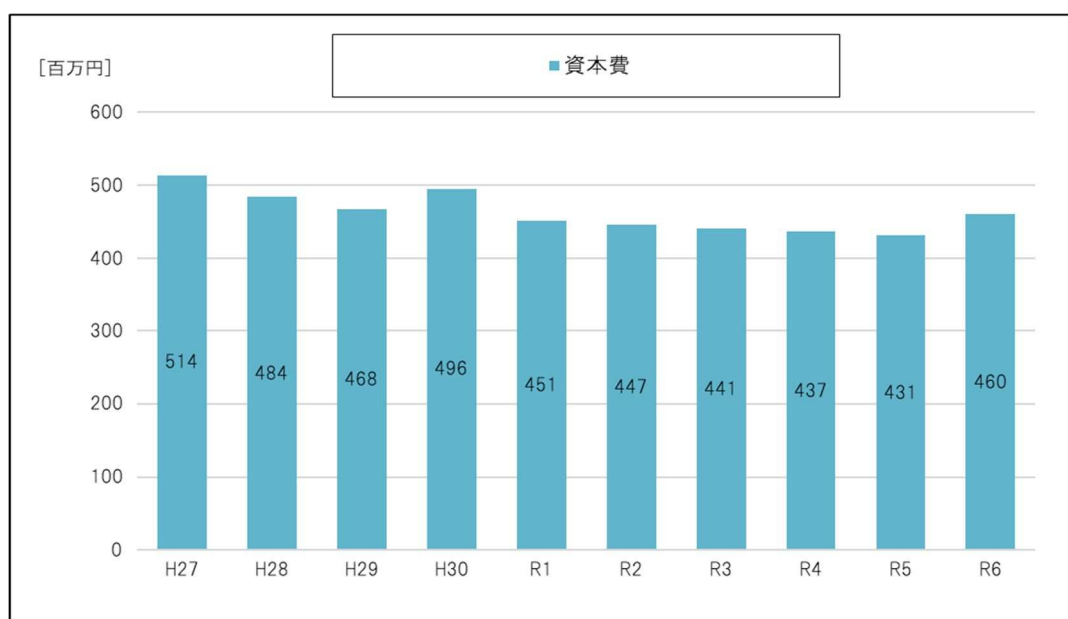


図 2-8 資本費の推移状況

③ 建設改良費

令和6年度における建設改良費は約8億円となっています。令和5年度以降は、処理場の改築・更新、殿山町・沢口町への污水管の整備のため、建設改良費が増加しました。今後も施設の改築・更新、管渠の整備・更新により増加していくと見込んでいます。

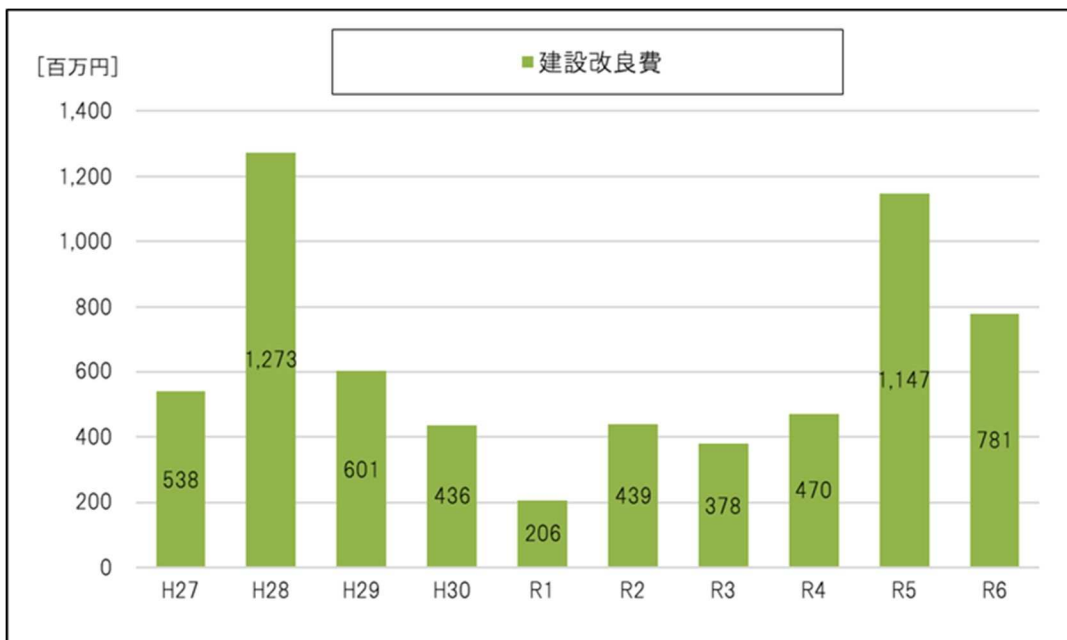


図 2-9 建設改良費の推移状況

④ 企業債残高

本市では、下水道施設の整備に係る財源として、企業債を活用しており、令和6年度の企業債の起債額は約6億5,000万円、元金償還金は約4億円、企業債残高は約60億円となっています。改築・更新や管渠整備等に係る起債額が増加しているため、今後は元金償還金及び企業債残高が増加していくと見込んでいます。

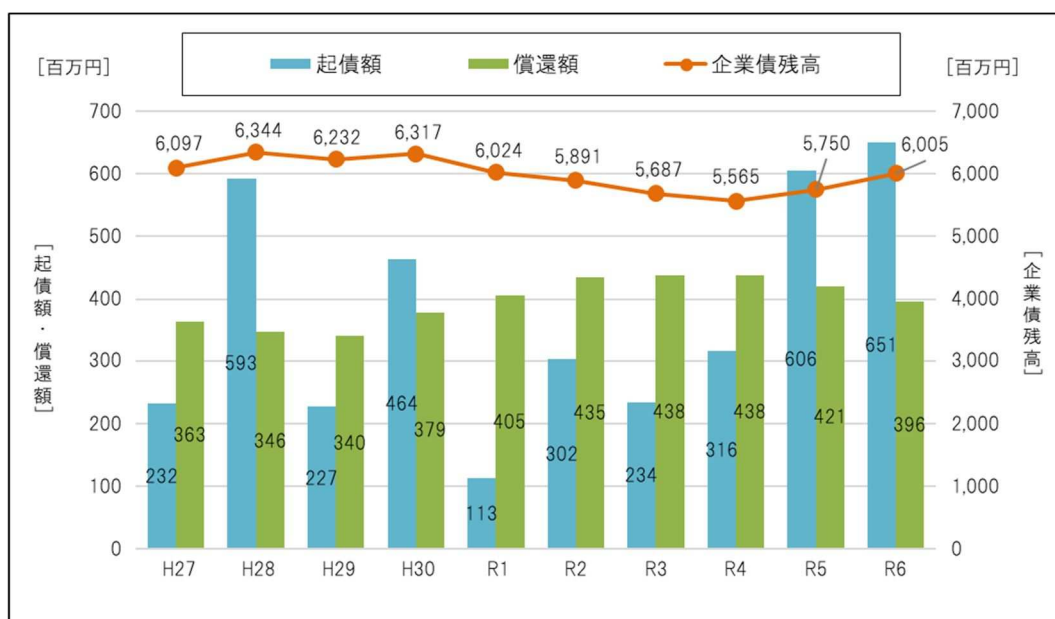


図 2-10 企業債残高の推移状況

⑤ 下水道使用料

下水道使用料収入と有収水量の動向は、ほぼ横ばいとなっており、令和6年度の使用料収入は約9億円となっています。

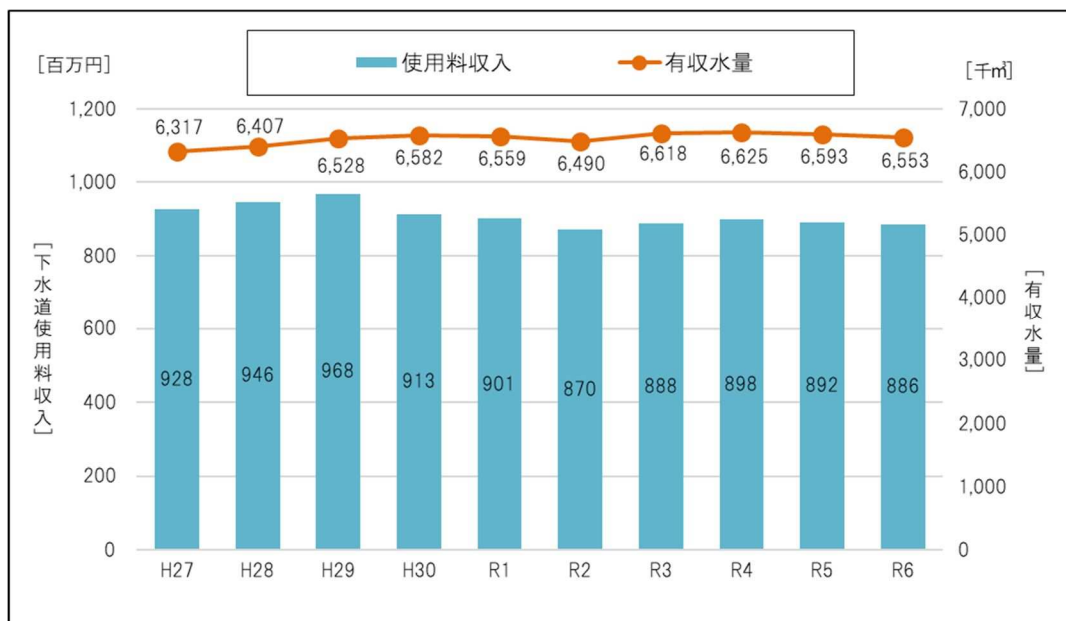


図 2-11 使用料収入と有収水量の推移状況

⑥ 汚水処理費と下水道使用料

汚水処理費は、原則として下水道使用料で賄うことになっています。汚水処理費に対する下水道使用料の割合を示す経費回収率は、令和3年度以降は下降しており、令和6年度は90.1%となっています。物価高騰や施設の老朽化により維持管理費が増加傾向にあり、下水道使用料で汚水処理費を賄いきれていない状況です。

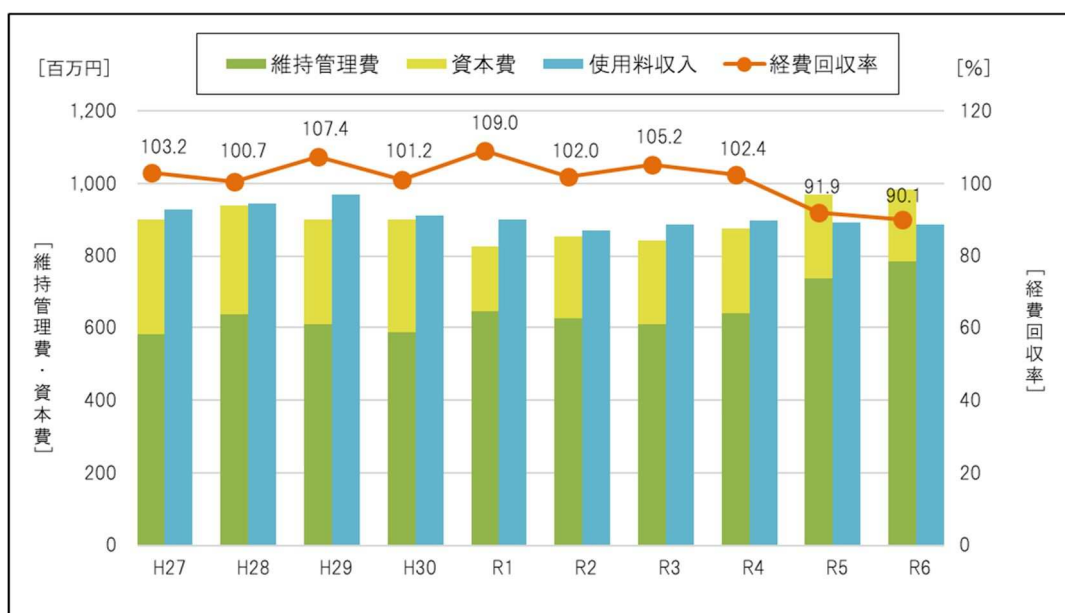


図 2-12 汚水処理費と使用料収入の推移状況

⑦令和6年度の決算の状況

令和6年度の決算の状況を示します。

令和6年度の決算では、約 6,500 万円の純利益となりました。

下水道事業の収益的収入は、下水道使用料が主なものとなります。松葉町、美土里町及び和泉町地区への污水管の整備により水洗化戸数は増加しているものの、大口事業者の市外移転により使用料収入は減少しました。

また、一般会計からの繰入金は、雨水公費の原則に基づく雨水処理負担金などであり、総務省の定める繰出基準に基づき繰入れています。

収益的支出の主なものとしては、処理場等の維持管理業務、管渠・施設の修繕費、動力費及び減価償却費があげられます。

また、資本的収入では、建設改良費の財源として国庫補助金や企業債があり、令和6年度で約8億 2,500 万円となりました。資本的支出では、污水管整備や処理場設備更新などの建設改良費、前年度以前に借り入れた企業債の元金償還金があげられ、資本的支出は約11億 7,700 万円となりました。

資本的支出の中の、元金償還金は、令和6年度実績で約3億 9,600 万円となりました。

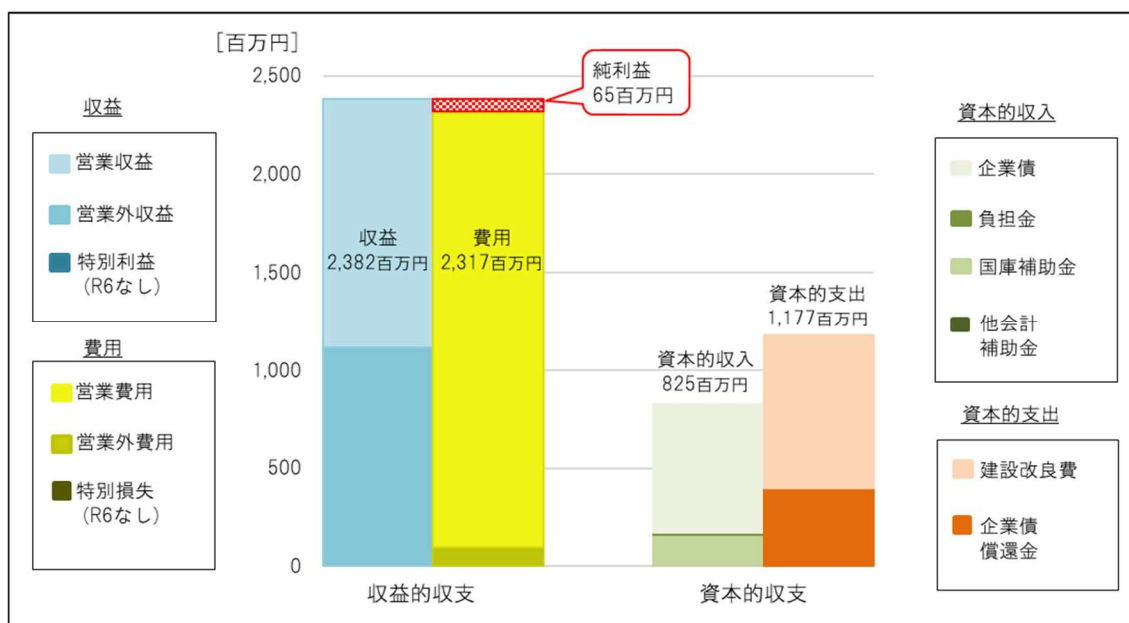


図 2-13 営業利益及び純利益

2.3. 経営分析項目を用いた比較分析

2.3.1. 比較分析方法

ここでは、類似団体平均及び全国平均と、本市における経営分析項目との比較分析を行います。対象とする分析項目は表 2-3 のとおりです。これは、毎年、総務省が各下水道事業体を実施を要請している経営比較分析表の項目であり、多くの下水道事業で活用されています。

なお、類似団体平均とは、総務省にて下水道の種類、処理区域内人口、処理区域内人口密度、供用開始後経過年数等により分類した近い団体の平均を示したものです。

表 2-3 使用する経営分析項目一覧

No.	経営分析項目	単位	算出式	内容
1	経常収支比率	%	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}}$	収益性の確認。 100%以上は黒字を示す。
2	企業債残高対事業規模比率	%	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}}$	企業債残高の規模を示す。 投資規模や使用料水準等は適切かを表す指標。 低い方が望ましい。
3	経費回収率	%	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}$	適正な使用料収入の確認。 100%を上回っていることが望ましい。
4	汚水処理原価	円/m ³	$\frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$	有収水量 1 m ³ あたりの汚水処理に要した費用。 低い方が望ましい。
5	施設利用率	%	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}}$	施設利用状況の適正規模を判断する数値。 低い場合は、過大な施設規模であることを示す。
6	水洗化率	%	$\frac{\text{水洗化人口}}{\text{処理区域内人口}}$	処理区域内人口のうち、下水道に接続して汚水を処理している人口の割合。 100%が望ましい。

2.3.2. 比較分析結果

経営分析項目に関する本市の令和2年度から令和6年度までの5年間の推移と、類似団体及び全国の令和6年度の平均値は表 2-4 のとおりです。

物価高騰等による委託料、修繕費及び動力費等の事業費用の増加に伴い、経費回収率が低下しています。令和5年度以降は汚水処理費用を下水道使用料収入だけでは賄いきれていない状況となっています。

その他の項目については、類似団体平均値に比べ良好または大きく乖離していない状況ですが、今後も各指標を参考に経営状況を適切に把握することが、下水道事業の健全な運営のためにも重要です。

表 2-4 経営分析項目の推移及び類似団体及び全国平均値との比較

No.	経営分析項目	単位	東松山市 経営分析項目実施値					令和6年度	
			R2	R3	R4	R5	R6	類似団体 平均値	全国 平均値
1	経常 収支比率	%	101.98	104.70	102.55	106.49	102.78	106.35	105.36
	評価		100%を超えているものの、令和6年度は事業費の増加により低下した。						
2	企業債残高対 事業規模比率	%	673.08	639.19	616.78	642.32	675.69	698.04	602.56
	評価		類似団体平均より低い数値となっているが、企業債残高の増加により上昇傾向にある。						
3	経費回収率	%	102.05	105.17	102.37	91.94	90.15	97.98	97.94
	評価		令和5年度以降は100%を下回っており、下水道使用料収入で汚水処理費を賄いきれていない状況である。						
4	汚水処理原価	円 /m ³	131.43	127.53	132.42	147.16	150.03	159.75	140.98
	評価		類似団体平均を下回っているものの、修繕費や委託料等の事業費の増加により上昇している。						
5	施設利用率	%	76.37	76.56	78.08	76.66	85.32	64.95	60.13
	評価		類似団体や全国平均値と比べて高い値となっており、浄化センターの運用状況は適正である。						
6	水洗化率	%	98.18	97.92	98.08	97.82	98.00	93.08	96.00
	評価		98%程度で推移しており、類似団体や全国平均より高い数値にある。						

※出典：総務省 経営比較分析表

2.4. 課題の整理

現状の分析結果より、本市下水道事業における課題を整理しました。

■処理区域内人口の減少と有収水量の減少■

処理区域内人口は、殿山町・沢口町における污水管の整備に伴い、令和9年度まで増加する見込みです。しかし、人口減少により処理区域内人口・有収水量ともに年々減少し、令和57年度における有収水量は令和6年度と比べて12.1%減少する見込みです。

■未普及対策■

現在、本市では計画に対する污水管整備率100%を目標とし、快適な市民生活の充実を目指し、整備を進めています。市街化区域内における未普及地域解消に向けて引き続き污水管整備を推進する必要があります。

■浸水被害の軽減■

近年、局地的大雨や線状降水帯により浸水被害が発生しています。市民の安全確保のため、対策事業の検討及び雨水管渠整備を行うことが求められています。

■施設の老朽化■

供用開始からの経過年数は、市野川浄化センターは48年、高坂浄化センターは41年となっており、法定耐用年数を経過しています。また、令和3年度以降、管渠についても法定耐用年数を経過する施設が発生し、施設の老朽化が課題となっています。

施設の老朽化は、機能を低下させるだけでなく、事故の発生にも繋がるため、計画的な維持管理・改築事業が必要です。

■経営の健全化■

施設の老朽化による修繕費や更新費用の増加とともに、物価高騰の影響により委託料や動力費等の事業費用が増加しています。また今後の人口及び有収水量の減少に伴い、下水道使用料収入は減少すると見込まれます。

こうした状況で施設を適切に維持管理し、下水道事業を継続的に運営していくため、令和7年度に下水道使用料改定を決定しました。なお、改定に当たっては、使用者の負担増に配慮するため、令和8年1月に平均改定率40%、令和13年1月に平均改定率20%と段階的な改定としています。

第3章 東松山市下水道事業経営戦略基本方針と目標の設定

今回策定した経営戦略が、計画的に履行されるよう基本方針と目標の設定を行います。

3.1.経営戦略の位置付けと上位計画

経営戦略の位置付けと下水道事業上位計画及び本市上位計画の関係を図 3-1 に示します。

市の最上位計画である「第六次東松山市総合計画(令和8年度～令和17年度)」では、前期5年の基本計画で「下水道事業の安定的な運営」、「下水道施設の計画的な整備」について記載され、下水道関連計画では下水道法の規程に準じた整備計画等が示されています。

経営戦略は、総務省が策定したガイドラインに基づき、市の上位計画や下水道の関連計画と整合を図りつつ、策定しています。

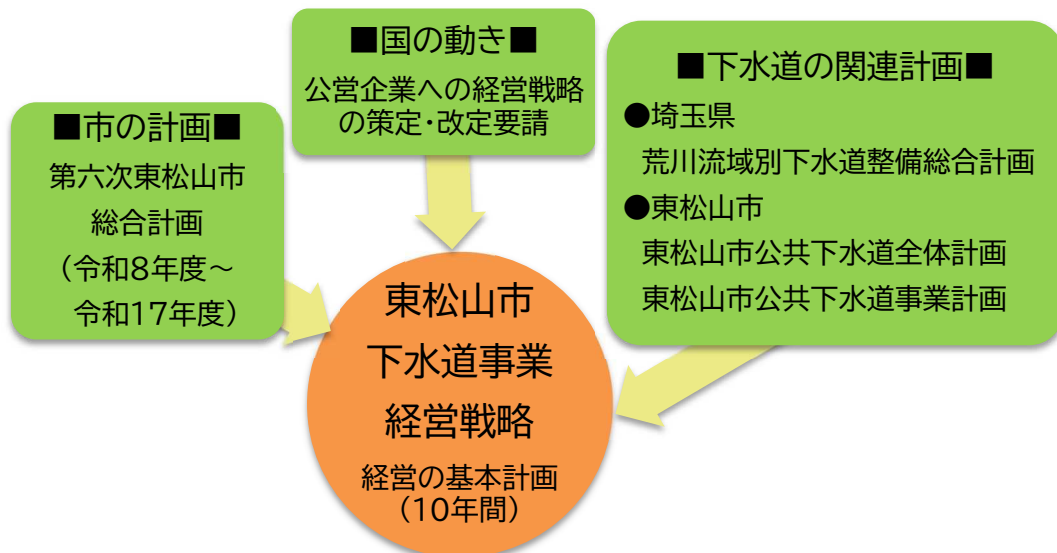


図 3-1 下水道事業経営戦略の位置付け

3.2. 経営戦略基本方針

前項に示しました国の動き、市の上位計画及び下水道の関連計画に基づき、図 3-2 のとおり経営戦略の基本方針を設定します。

各基本方針の下に、今後下水道事業が取り組んでいく施策の位置づけを行います。

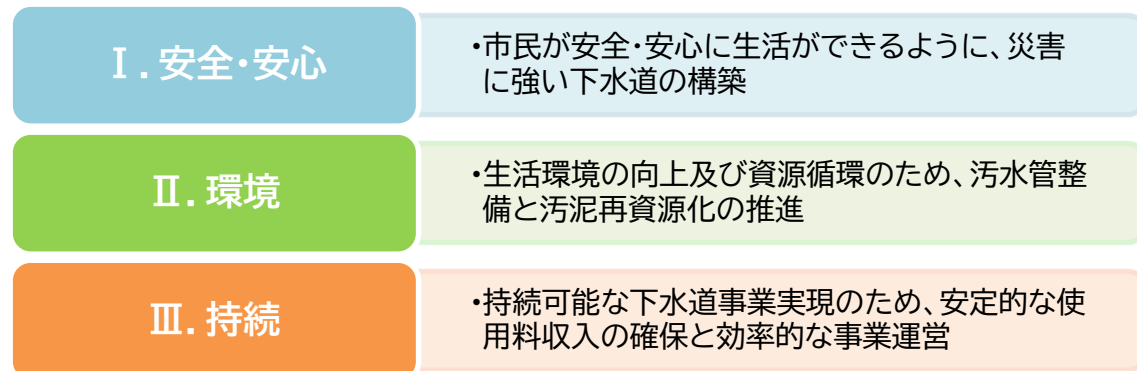


図 3-2 東松山市下水道事業経営戦略の基本方針

3.3. 経営戦略の目標設定

経営戦略が計画的に履行されるよう目標の設定を行います。
目標設定は、3つの基本方針に分類された施策毎に設定します。

表 3-1 基本方針Ⅰ：安全・安心の目標設定状況

基本方針Ⅰ：安全・安心			
施策	令和7(2025)年度 時点	令和12(2030)年度 経営戦略中間年度	令和17(2035)年度 経営戦略最終年度
①雨水管渠整備	■和泉町地区の雨水管渠整備延長 645m (令和6年度末時点)	■和泉町地区の雨水管渠整備延長 2,959m	■和泉町地区の雨水管渠整備延長 3,165m
②改築・更新	■ストックマネジメント実施計画第1期に基づく改築・更新を実施	■ストックマネジメント実施計画第2期に基づく改築・更新を実施	■ストックマネジメント実施計画第3期に基づく改築・更新を実施

※第1期、第2期及び第3期とは、ストックマネジメント全体計画において設定を行っている期間を指す。
第1期は令和3～7年度、第2期は令和8～12年度、第3期は令和13～17年度

表 3-2 基本方針Ⅱ：環境の目標設定状況

基本方針Ⅱ：環境			
施策	令和7(2025)年度 時点	令和12(2030)年度 経営戦略中間年度	令和17(2035)年度 経営戦略最終年度
①未普及対策	■殿山町・沢口町、松葉町・美土里町、和泉町地区の污水管整備延長 13,279m (令和6年度末時点)	■殿山町・沢口町、松葉町・美土里町、和泉町地区の污水管整備延長 33,005m	■殿山町・沢口町、松葉町・美土里町、和泉町地区の污水管整備延長 33,230m
②汚泥再資源化	■脱水汚泥の共同処理・再資源化	■脱水汚泥の共同処理・再資源化	■脱水汚泥の共同処理・再資源化

表 3-3 基本方針Ⅲ：持続の目標設定状況

基本方針Ⅲ：持続			
施策	令和7(2025)年度 時点	令和12(2030)年度 経営戦略中間年度	令和17(2035)年度 経営戦略最終年度
①安定した使用料収入の確保	■下水道使用料改定を決定(令和8年1月・令和13年1月の2段階) ■経費回収率 90% (令和6年度末時点)	■下水道使用料改定の必要性の検証 ■経費回収率 100%以上	■下水道使用料改定の必要性の検証 ■経費回収率 100%以上
②下水道事業の見える化	■広報紙・ホームページへの掲載 ■経営比較分析表の公表	■広報紙・ホームページへの掲載 ■経営比較分析表の公表	■広報紙・ホームページへの掲載 ■経営比較分析表の公表

第4章 財政シミュレーションの実施

第2章では、本市下水道事業の現状分析、課題を抽出し、第3章では課題に基づき経営戦略の基本方針を定めました。これら基本方針に基づき、下水道事業の持続可能性を財政面から検討するため、財源確保の対応策を講じた財政シミュレーションを行いました。

4.1. 財政シミュレーションの位置付け

財政シミュレーションは、有収水量など今後の事業環境を反映した中期的な財政動向を把握する必要があることから10年間(令和8年度～17年度)を対象としてシミュレーションを行い、経営戦略における「投資・財政計画」として位置付けます。

4.2. 算定条件

財政シミュレーションの実施にあたって、令和8年度～17年度の10年間の収支予測を行いました。主な項目の算定方法は次のとおりです。

①収益的収入

- ・使用料収入:使用料単価(円/m³)×有収水量(m³)
- ・長期前受金戻入:既往資産分と新規取得資産分を合算
- ・一般会計繰入金:雨水処理に要する経費など総務省の定めた繰出基準に基づき算定

②収益的支出

- ・職員給与費:令和8年度予算額を基準として算定
- ・維持管理費:令和8年度予算額を基準とし、物価上昇2.0%/年を見込む
- ・減価償却費:既往資産分と新規取得資産分を合算
償却方法は定額法、耐用年数は資産種別ごとに設定
- ・支払利息:既発債分(令和7年度までの起債分)と将来起債分を合算

③資本的収入

- ・国庫補助金・企業債:現在の制度に準じて算定

④資本的支出

- ・建設改良費:ストックマネジメント計画等を基に算定
汚水管整備、雨水管渠整備、改築・更新、施設統合化 等
- ・企業債償還金:既発債分(令和7年度までの起債分)と将来起債分を合算

4.3. 財源確保のための対応策

財源を確保するため、以下の3つの対応策を実施していきます。

①安定的な下水道使用料収入の確保

下水道事業における収益の根幹である下水道使用料について、令和7年度に使用料改定を決定し、安定的な使用料収入の確保を図っています。なお、令和8年1月に平均改定率40%、令和13年1月に平均改定率20%と使用者の負担増に配慮し、2段階での改定を行います。

②ストックマネジメント計画の管理

ストックマネジメント計画では、リスク検討を十分に行いながら、中長期的な観点から改築・更新計画を策定しています。実際に改築・更新工事を実施する際には、直近の施設の劣化状況を踏まえた計画の見直しを行う等適正な管理を行います。

③施設統廃合による改築・更新費用の軽減

市野川浄化センター及び高坂浄化センターの2つの老朽化した施設をそれぞれ維持していくことは、費用面で大きな負担が生じます。将来の人口減少に伴う処理水量の減少を踏まえ、高坂浄化センターの水処理機能等を市野川浄化センターへ統合することにより、改築・更新費用の軽減を図ります。

4.4. シミュレーション結果

シミュレーションの結果、老朽化した処理場施設の維持管理費等の増加により事業費用が増加するものの、令和8年1月及び令和13年1月の2段階での下水道使用料改定により、経営戦略計画期間内の総収支は若干の黒字となり、安定した事業運営が可能であると見込んでいます。

図4-1 収益的収支の推移について、段階的な下水道使用料改定により事業収益が増加し、損益は黒字に転じます。ただし、事業費用においては修繕費、委託料、動力費、企業債利子や減価償却費等が増加し、収支は令和14年度以降低下していきます。

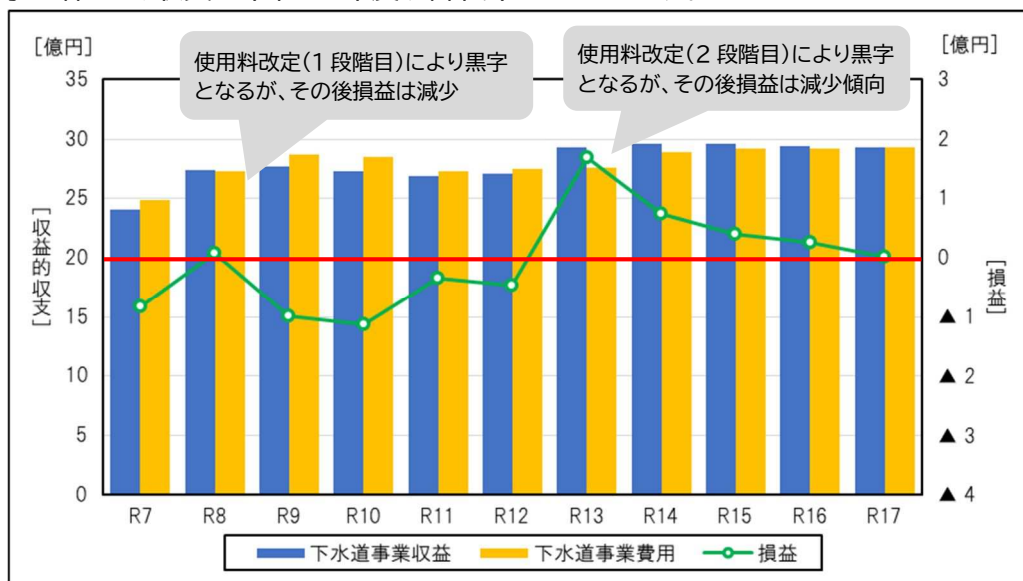


図 4-1 収益的収支の推移

図4-2 資本的収支の推移について、令和14年度までは管渠整備、老朽化した処理場施設の改築・更新及び統廃合に伴い、多額の建設改良費を要する見通しです。資金残高の推移は、段階的な使用料改定により、令和15年度には円滑な事業運営に必要な10億円を上回りますが、令和17年度には企業債償還金の増加等に伴い残高が減少に転じます。

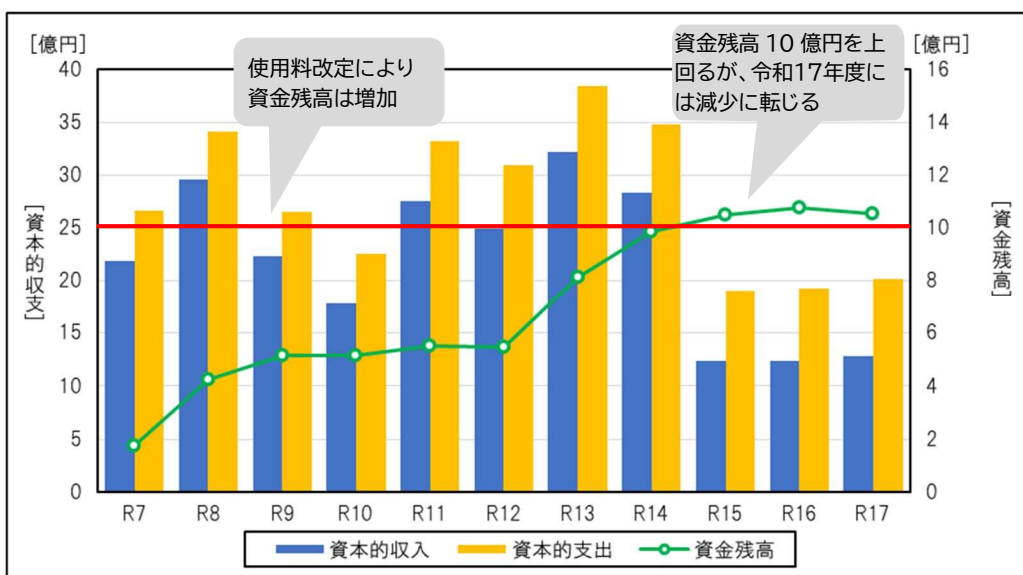


図 4-2 資本的収支の推移

図4-3 企業債残高等の推移について、企業債の残高及び償還金は増加傾向です。多額の企業債償還金は事業経営に影響を与えますが、処理場施設の改築・更新等は、施設を維持し、事業を継続するためには不可欠なものです。

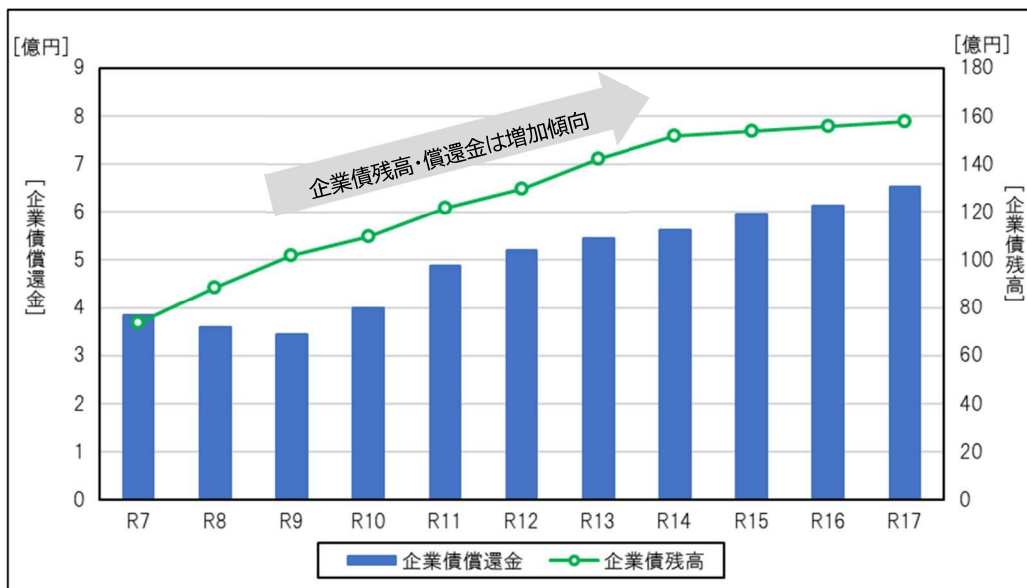


図 4-3 企業債残高等の推移

図4-4 経費回収率の推移について、使用料改定により下水道使用料収入が増加するため、経費回収率は向上し、令和13年度以降100%を上回ります。ただし、令和14年度以降、汚水処理費が増加傾向となるため、経費回収率は低下していきます。

なお、計画期間である令和8年度から令和17年度の10年間ににおける下水道使用料は総額 141 億2千万円、汚水処理費は総額 140 億9千万円と見込まれ、10年間総額での経費回収率は、100.2%となります。

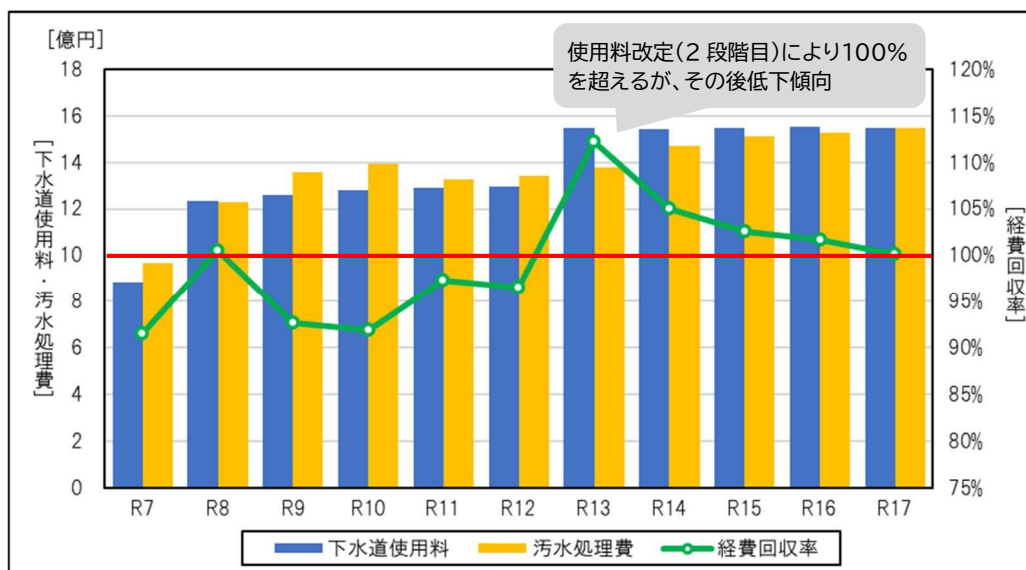


図 4-4 経費回収率の推移

第5章 おわりに

これまでの検討を踏まえて、東松山市下水道事業経営戦略を策定しました。
概要は以下のとおりです。

5.1. 取り組むべき施策について

東松山市下水道事業経営戦略としては、以下の施策を実施していきます。

基本方針Ⅰ：安全・安心

①雨水管渠整備

浸水の発生状況や住民の意向などを踏まえて雨水管渠の整備を進めます。

※雨水に係る経費は、後年度に一般会計繰入金の対象となります。

②改築・更新

ストックマネジメント計画に基づき、処理場、ポンプ場、管路の改築・更新を実施します。

基本方針Ⅱ：環境

①未普及対策

汚水管の整備を進め、計画に対する汚水管整備率100%を目指します。

②汚泥再資源化

埼玉県と共同で脱水汚泥の共同処理・再資源化に引き続き取り組んでいきます。

基本方針Ⅲ：持続

① 安定した使用料収入の確保

令和8年1月及び令和13年1月の使用料改定により経営戦略計画期間内の総収支は若干の黒字と試算され、安定した事業運営が可能であると見込んでいます。一方で変化する社会経済情勢等に対応するため、5年毎の経営戦略改定時に財政シミュレーションを行い、持続可能性のある事業運営を行うために下水道使用料改定の必要性を検証します。

②下水道事業の見える化

健全な事業運営を行うためには、市民の理解や協力を得ることが重要であるため、下水道事業に関連する情報の広報紙及びホームページへの掲載をはじめ、経営比較分析表を公表します。

5.2. その他の取り組みについて

(1)施設の適切な維持管理

老朽化の進む処理場等施設において、安定的な下水処理を継続していくため、計画的な修繕を行い、適切な維持管理を行っていきます。

(2)下水道事業の執行体制について

下水道事業を持続し、様々な施策を遅滞なく実施するためには、適正な業務体制を構築する必要があります。

本市下水道事業では、適正な職員数を確保するとともに、技術水準の維持・向上のための取り組みを行っていきます。

(3)広域化・共同化・最適化について

国は、下水道事業を継続していくための施策として、各自治体が「広域化・共同化・最適化」に取り組むように求めています。

本市下水道事業においては、処理場の統廃合(最適化)を実施していきます。

(4)民間活力等の活用

国は処理場等施設の維持管理・更新に際し、民間事業者のノウハウを活用した包括的民間委託やウォーターPPPの導入等を推進しています。

本市下水道事業では、ウォーターPPPをはじめとした民間活力の活用について検討するとともに、DXによる業務効率化やGXを踏まえた取り組みにより、効率的かつ持続可能性のある事業運営を行います。

(5)未接続世帯への接続促進

処理区域内の未接続世帯について、広報紙等により下水道への接続を促進し、水洗化率の向上を図ります。

(6)コスト縮減・平準化策

各種コスト縮減や平準化策に取り組み、下水道事業運営の負担軽減に寄与することを目指します。

5.3. 経営戦略の事後検証・改定について

経営戦略は、令和17(2035)年度を目標年度とし、令和 8(2026)年度からの 10 年間に実施すべき計画を示しています。

ただし、計画期間に目標を推進するためには、目標達成度を客観的に評価し、改善検討を行う進捗管理が必要です。よって、本市下水道事業においては、PDCA サイクルに基づき、下水道使用料改定の必要性を含め、概ね 5 年毎に見直すことで最新性を保ち、効率的・効果的な事業運営計画の進捗管理を行っていきます。

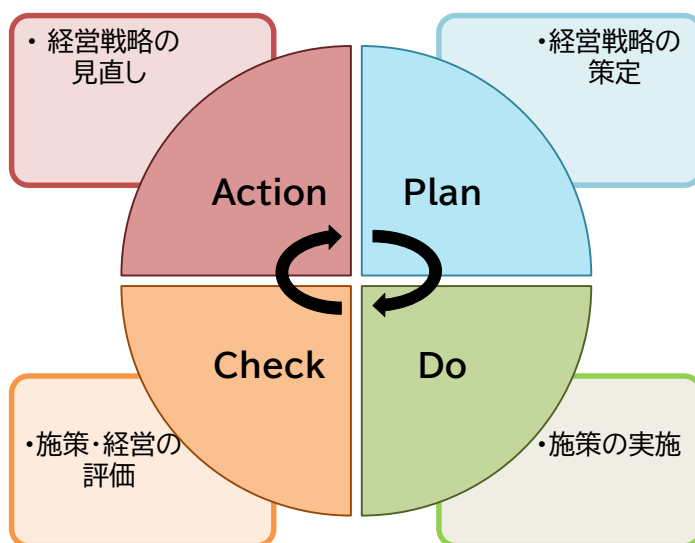


図 5-1 PDCA サイクルによる経営戦略の推進

用語集

ア行

維持管理費

下水道施設(管渠、処理場等)を運転管理し、下水処理を行うためにかかる委託料、動力費、修繕費等の費用

一般会計繰入金

下水道事業会計が行う雨水処理に対する負担金など、市の一般会計から繰入れられる資金

ウォーターPPP

受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、施設の運転・維持管理等に加え、更新計画案作成や更新工事実施も含め、管理・更新を一体的に委託すること

汚水処理費

下水道の管理に要する経費のうち汚水に係る維持管理費及び資本費の合計

カ行

企業債

地方公共団体が、地方公営企業の建設改良費等の財源に充てるための地方債を指す。下水道施設は将来にわたり長期間使用するため、世代間の公平性を図る観点から、施設整備の財源として活用している

減価償却費

固定資産について、時間の経過により資産の価値が減ることを減価償却といい、減価償却の対象となる資産の取得に要した金額を耐用年数により毎事業年度の事業費として配分する計算上の費用

広域化・共同化・最適化

下水道事業の効率的な運営を目標に、複数の市町村等による処理区の統合、下水汚泥の共同処理、維持管理業務の共同化、ICT活用による集中管理等の取り組み

公営企業会計

地方公営企業法を適用した公営企業において、発生主義に基づく複式簿記などの企業会計を採用し、独立採算による自立経営を行うもの。本市下水道事業は、平成31年4月に地方公営企業法を適用したことに伴い、公営企業会計を採用している

サ行

資本的支出

将来の営業活動に備えた下水道施設の建設改良費や企業債の元金償還費などの費用

資本的収入

資本的支出に充てる国庫補助金や企業債などの財源

資本費

下水道施設等の整備に係る企業債の支払利息や減価償却費の費用

収益的支出

当該年度の経営活動に伴い発生する費用のことであり、下水道施設の維持管理費、事業運営に要する人件費、支払利息のほか、減価償却費のように現金支出を伴わない費用も含む

収益的収入

当該年度の営業活動に伴い発生する収益であり、主なものはサービス提供の対価である下水道使用料収入

水洗化人口

下水道の整備状況を表す指標の一つで、下水道整備済み区域内で実際に下水道へ接続している人口

ストックマネジメント計画

下水道施設全体を一体的に捉え、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより持続的な下水道機能を確保することやライフサイクルコストの低減を図ること等を目的とした計画

夕行

耐震診断

下水道の既存施設を対象として、現状の老朽度を考慮しながら耐震性能の保有程度を調査すること

地方公営企業法

公営企業にかかる組織、財務、職員の身分取扱いなどに関し、地方自治法などの規定の特例を定めたものであり、本市下水道事業は、平成 31 年4月に地方公営企業法を適用している

長期前受金戻入

減価償却資産の取得時に財源となった国庫補助金や受益者負担金などを計上するもの。対象となる資産の減価償却に合わせて、各事業年度の収入に長期前受金戻入が計上される

八行

PDCA サイクル

PDCA(Plan 計画→Do 実施→Check 評価→Action 見直し)という経営のマネジメント・サイクルを確立することにより、計画(Plan)の有効性と、実施(Do)の効率性の向上を図ることを目的としている

包括的民間委託

受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること

マ行

民間活力

民間事業者等の活動全般・活動する力(潜在能力を含む。)のこと。「民間活力の導入」とは、市の行政サービスにおいて、「完全民営化、協働事業・助成事業、官民連携事業」の手法により、民間事業者等の力を活用するもの

ヤ行

有収水量

下水道使用料の徴収の対象となる水量を指す

東松山市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 埼玉県東松山市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和52年度 (経過年数48年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	平成31年4月より 法適用(全部適用)
処理区域内人口密度	46.5人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	2処理区(市野川処理区、高坂処理区)		
処理場数	2箇所(市野川浄化センター、高坂浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化 : 未実施 共同化 : 汚泥共同処理(平成30年4月より) 最適化 : 浄化センターの統合を実施予定		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

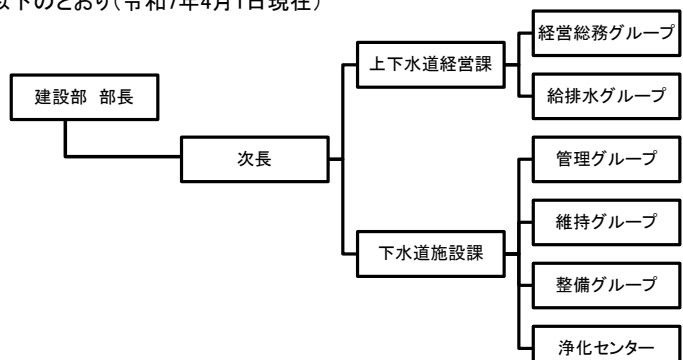
② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料体系の概要 ・現行の使用料体系は令和8年1月1日に改定 ・一般家庭用と業務用との区別はなく、二部使用料制(基本使用料と従量使用料)と累進使用料制度(7段階)としている。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	設定なし				
その他の使用料体系の 概要・考え方	公衆衛生の向上の観点より一般家庭用使用料体系とは別に、公衆浴場及び臨時用を別途設定				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	2,035 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	2,982 円
	令和5年度	2,035 円		令和5年度	2,976 円
	令和6年度	2,035 円		令和6年度	2,975 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	損益勘定職員14名、資本勘定職員7名の計21名。
事業運営組織	<p>運営組織は以下のとおり(令和7年4月1日現在)</p>  <pre> graph TD A[建設部 部長] --- B[次長] B --- C[上下水道経営課] B --- D[下水道施設課] C --- E[経営総務グループ] C --- F[給排水グループ] D --- G[管理グループ] D --- H[維持グループ] D --- I[整備グループ] D --- J[浄化センター] </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	現在下水道事業では活用していないが、必要に応じて活用を検討する
	イ 指定管理者制度	現在下水道事業では活用していないが、必要に応じて活用を検討する
	ウ PPP・PFI	現在下水道事業では活用していないが、必要に応じて活用を検討する
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	特になし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	特になし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

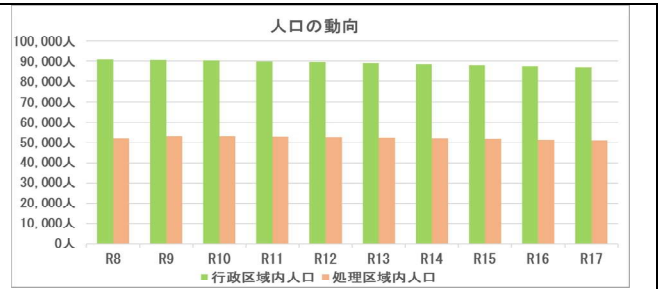
※直近の経営比較分析表を添付すること。

経営比較分析表は別紙①のとおり

2. 将来の事業環境

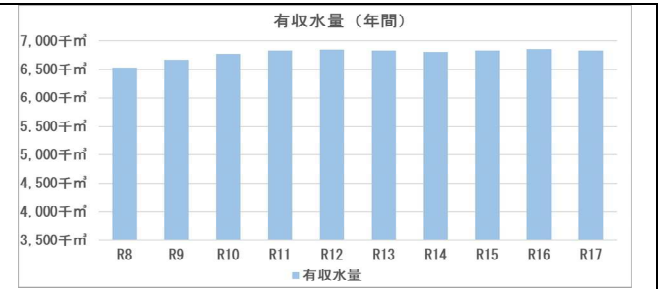
(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口は污水管整備により令和9年度まで増加するが、行政区域内人口の減少により令和10年度以降減少していく見込みである。令和8年度は直近の実績値である令和6年度に比べ約6.3%増加する見通しである。



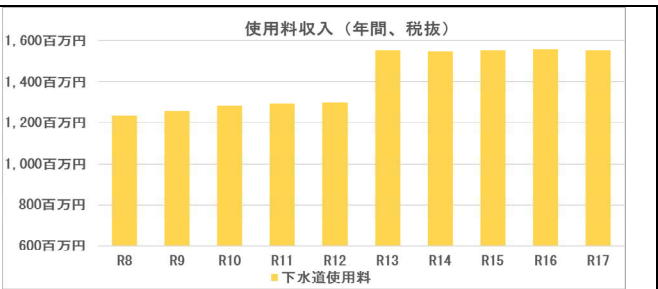
(2) 有収水量の予測

処理区域内人口の増加に伴い有収水量は増加する予測となっているが、令和12年度をピークに行政人口減少の影響から減少へ転じ、令和17年度には約6,826千m³になると見込んでいる。



(3) 使用料収入の見通し

処理区域内人口の増加及び使用料の改定(令和8年・令和13年の2段階改定)により使用料収入は増加し、令和17年度では約1,550百万円になると見込んでいる。



(4) 施設の見通し

本市公共下水道事業では、処理場2箇所、ポンプ場2箇所を有している。供用開始から48年が経過し、多くの設備が老朽化して多いため、ストックマネジメント計画に基づいた更新を行うとともに、処理場の統合を実施予定である。

(5) 組織の見通し

さらなる上下水道事業の一体的な事業運営を目的とし、令和8年度より新たに上下水道部(上下水道経営課・水道施設課・下水道施設課)を設置する。

3. 経営の基本方針

本市下水道事業では、経営基本方針の「Ⅰ.安全・安心」、「Ⅱ.環境」、「Ⅲ.持続」を軸に下水道事業に取り組んでいく。

Ⅰ. 安全・安心

◇市民が安全・安心に生活ができるように、災害に強い下水道の構築

- ①雨水管渠整備
- ②改築・更新

Ⅱ. 環境

◇生活環境の向上及び資源循環のため、污水整備と汚泥再資源化の推進

- ①未普及対策
- ②汚泥再資源化

Ⅲ. 持続

◇接続可能な下水道事業を実現するため、安定的な下水道使用料の確保と効率的な事業運営

- ①安定した下水道使用料収入の確保
- ②下水道事業の見える化

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙②のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	基本方針に基づき、未普及対策、改築・更新、処理場統合等の建設改良事業を実施する。
-----	------------------------------------------

「投資・財政計画」では、今後10年間で次のような建設改良費を見込む。

- 1) 汚水管渠整備事業 約23億円
- 2) 雨水管渠整備事業 約9億円
- 3) 改築・更新事業 約119億円
- 4) 処理場統廃合事業 約69億円

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	施設老朽化による修繕費・更新費用の増加や企業債借入利率の上昇など厳しい経営環境において、中期的な視点に立った収支計画を行うため、計画期間内の収支均衡及び資金の確保を図る。
-----	---------------------------------------------------------------------------------------

◇目標◇

- ・令和17年度時点(計画期間最終年度)で資金残高10億円を確保する
- ・経費回収率100%以上

◇財源の設定方法◇

- 1) 国庫補助金、企業債：現在の制度に準じて算定
- 2) 下水道使用料：将来の人口動向を加味した水量予測により算定
- 3) 一般会計繰入金：雨水処理に要する経費など総務省の定めた繰出基準に基づき算定

◇財源確保の改善策◇

- 1) 下水道使用料の改定(令和8年1月及び令和13年1月の2段階改定)
- 2) スtockマネジメント計画の管理
- 3) 施設統合化による改築・更新費用の軽減

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、以下のように算定。

- 1) 維持管理費：令和8年度予算額を基準とし、物価上昇2.0%/年を見込む
- 2) 職員給与費：令和8年予算額を基準とし算定
- 3) 企業債償還・支払利息：現行の償還方法に基づき、近年の金利動向より設定した金利により算定
- 4) 減価償却費：建設改良費をベースに、現行の償却計算方法に基づき算定。なお、補助金などを財源とする分については、長期前受金戻入として営業外収入に計上

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	処理場の統合を実施する
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画を基に投資の平準化について検討を行う
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	ウォーターPPPをはじめとした民間活力の活用について検討を行う
その他の取組	国や他事業者の動向を注視しつつ、必要に応じ検討を行う

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	5年毎の経営戦略見直し時に財政シミュレーションを実施し、使用料改定の必要性を検討する
資産活用による収入増加の取組について	現段階では具体的な事業はないが、国や他事業者の動向を注視しつつ、必要に応じ検討を行う
その他の取組	処理区域内における未接続世帯に対して接続を促進し、使用料収入増及び水洗化率の向上を図る

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	ウォーターPPPをはじめとした民間活力の活用について検討を行う
職員給与費に関する事項	未普及対策及び老朽化対策等の事業量に応じ、適正な組織体制の構築に努める
動力費に関する事項	運転方法の見直し等によるコスト削減の検討を行う
薬品費に関する事項	一括購入等によるコスト削減の検討を行う
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画を基にコストの平準化及び削減に努める
委託費に関する事項	委託業務内容の見直し等によるコスト削減の検討を行う
その他の取組	国や他事業者の動向を注視しつつ、必要に応じて検討を行う

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	PDCAサイクルを基に進捗管理・事後検証を行う。また、経営戦略については5年に1度の見直しを図る
---------------------	--------------------------------------------------

経営比較分析表（令和6年度決算）

埼玉県 東松山市	業種名 下水道事業	事業名 公共下水道	類似団体区分 B01	管理者の情報 非設置	人口(人) 91,256	面積(㎡) 65,35	人口密度(人/㎡) 1,396.42
	法適用	普及率(%) 53.77	有収率(%) 74.57	1か月20㎡当たり課税料金(円) 2,035	処置区域人口(人) 48,968	処置区域面積(㎡) 10,54	処置区域人口密度(人/㎡) 4,645.92
	資金不足比率(%) -	自己資本構成比率(%) 77.30					令和6年度全国平均

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

① 経常収支比率 (%) [105.36]

年度	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	101.86	104.70	102.55	106.49	102.78
平均値	107.85	108.04	107.49	107.64	106.35

② 経常収支比率 (%) [3.12]

年度	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	4.72	4.49	5.41	5.61	6.26

③ 流動比率 (%) [82.75]

年度	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	50.24	51.95	46.54	87.27	96.71
平均値	67.93	68.53	69.18	76.32	80.33

④ 企業価値高汚水処理費率 (%) [602.56]

年度	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	673.08	639.19	616.78	642.32	675.69
平均値	857.88	825.10	789.87	749.43	681.04

⑤ 経常回収率 (%) [97.94]

年度	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	102.05	105.17	102.37	91.94	90.15
平均値	94.97	97.07	98.06	98.46	97.98

⑥ 汚水処理原価 (円) [140.98]

年度	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	131.43	127.53	132.42	147.16	150.03
平均値	159.49	157.81	157.37	157.45	157.75

⑦ 施設利用率 (%) [80.13]

年度	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	76.37	76.56	78.08	76.66	85.32
平均値	65.28	64.92	64.14	63.71	64.95

⑧ 水洗化率 (%) [96.00]

年度	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	98.00	98.00	98.00	98.00	98.00
平均値	92.72	92.88	92.90	92.89	93.08

⑨ 管理改善率 (%) [9.46]

年度	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	0.00	0.00	2.16	6.17	7.19
平均値	1.22	1.61	2.08	2.74	3.24

⑩ 有形固定資産減価償却率 (%) [42.20]

年度	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	8.72	12.99	17.16	20.02	24.38
平均値	23.79	25.66	27.46	29.93	31.89

2. 老朽化の状況

① 有形固定資産減価償却率
類似団体の平均値を下回っており、ストックマネジメント計画をもとに資産管理をしていく。

② 管理老朽化率
類似団体の平均値を上回っており、今後は耐用年数を超える資産がさらに増加するため、ストックマネジメント計画をもとに適切な資産管理をしていく。

③ 管理改善率
類似団体の平均値を下回っており、今後は耐用年数を超える資産がさらに増加するため、更新事業の増加が見込まれるため、ストックマネジメント計画をもとに適切に資産管理をしていく。

④ 水洗化率
類似団体の平均値を上回っている。今後、下水道整備を進めるにあたり、速やかな接続を促進する。

⑤ 老朽化の状況について
①有形固定資産減価償却率
類似団体の平均値を下回っており、ストックマネジメント計画をもとに資産管理をしていく。
②管理老朽化率
類似団体の平均値を上回っており、今後は耐用年数を超える資産がさらに増加するため、ストックマネジメント計画をもとに適切な資産管理をしていく。
③管理改善率
類似団体の平均値を下回っており、今後は耐用年数を超える資産がさらに増加するため、更新事業の増加が見込まれるため、ストックマネジメント計画をもとに適切に資産管理をしていく。

全体総括
経常収支比率は100%を上回ったが、経常回収率は汚水処理原価の増加により平均50%程度に引き継ぎ、100%を下回った。施設の老朽化による修繕費の増加により汚水処理費や委託料等が増えている。今後は耐用年数を超える資産が増加することにより、更新事業の増加が見込まれる。下水道処理料金を改定することによって収益性を確保し、将来にわたって持続可能で安定した事業運営を図る。

※「経常収支比率」、「業種普及率」、「流動比率」、「管理老朽化率」については、法適用企業では算出できないため、法適用企業のみを類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

様式第2号(法適用企業・収益的収支)

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円,%)

区分	年度	年度												
		令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
収益的収入	1. 営業収入	1,263,440	1,300,820	1,768,730	1,795,990	1,872,103	1,788,356	1,816,479	2,099,125	2,125,468	2,155,408	2,165,704	2,164,236	
	(1) 料取	886,335	884,931	1,235,417	1,260,016	1,281,398	1,291,616	1,295,968	1,550,620	1,545,398	1,550,620	1,555,615	1,549,939	
	(2) 受託工事収入	377,105	415,889	533,313	535,974	590,705	496,740	520,511	548,505	580,070	604,788	610,089	614,297	
収益的支出	2. 営業外収入	1,118,441	1,104,248	971,401	970,895	859,485	903,072	883,670	832,145	834,596	805,399	776,081	764,904	
	(1) 補助金	272,894	256,696	119,626	111,978	44,890	152,156	117,112	71,853	40,288	15,570	25,644	15,061	
	(2) 他会計補助金 その他補助金	238,889	201,686	82,726	80,065	27,977	123,618	99,847	71,853	40,288	15,570	10,269	6,061	
収益的支出	(3) 長期前受金戻入 その他	840,051	844,451	848,794	855,936	811,594	747,935	768,577	757,311	791,327	786,848	747,456	746,862	
	(1) 人員計費	2,381,881	2,405,068	2,740,131	2,766,885	2,731,568	2,691,428	2,705,149	2,931,270	2,960,064	2,960,807	2,941,785	2,929,140	
	(2) 職員給費	114,845	129,341	146,270	146,270	146,270	146,270	146,270	146,270	146,270	146,270	146,270	146,270	
経常利益	(C)-(D)	64,528	82,275	6,950	99,882	113,564	34,935	45,782	169,489	74,153	40,080	25,441	2,613	
	(E)	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	
	(F)	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
特別損益	(G)	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2	
	(H)	64,528	82,275	6,948	99,882	113,564	34,935	45,782	169,489	74,153	40,080	25,441	2,613	
	(I)	791,699	378,174	680,968	779,165	785,274	820,531	816,943	1,138,559	1,310,941	1,376,198	1,404,040	1,378,368	
繰越利益剰余金又は累積欠損金	(J)	122,751	202,931	258,828	283,982	288,461	270,602	271,514	324,865	323,771	324,865	325,912	324,722	
	(K)	802,083	853,150	977,612	933,638	949,824	1,117,464	1,095,193	1,214,220	1,190,913	974,421	1,017,664	1,046,237	
	(L)	382,965	358,613	344,896	399,550	488,346	520,561	545,465	563,983	594,979	613,434	651,946	672,857	
流動負債	(M)	405,601	482,367	613,811	517,370	444,760	580,185	533,010	633,519	579,216	344,269	349,000	356,662	
	(N)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
	(O)	116,363	116,363	116,363	116,363	116,363	116,363	116,363	116,363	116,363	116,363	116,363	116,363	
地方財政	(P)	1,263,440	1,300,820	1,768,730	1,795,990	1,872,103	1,788,356	1,816,479	2,099,125	2,125,468	2,155,408	2,165,704	2,164,236	
	(Q)	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	
	(R)	116,363	116,363	116,363	116,363	116,363	116,363	116,363	116,363	116,363	116,363	116,363	116,363	
健全化法	(S)	1,263,440	1,300,820	1,768,730	1,795,990	1,872,103	1,788,356	1,816,479	2,099,125	2,125,468	2,155,408	2,165,704	2,164,236	
	(T)	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	
	(U)	116,363	116,363	116,363	116,363	116,363	116,363	116,363	116,363	116,363	116,363	116,363	116,363	

投資・財政計画
(収支計画)

区分	年度	(単位:千円)												
		令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
資本的収入	1. 企業資本費平準化債 うち資本費平準化債	650,900	1,729,300	1,847,600	1,715,400	1,198,300	1,680,400	1,316,500	1,773,300	1,505,400	805,900	806,000	858,200	
	2. 他会計出資金													
資本的支出	3. 他会計補助金	4,319	4,319	4,319	4,319	1,676								
	4. 他会計負担金		14,514	4,900	123,750	123,750	300,269	300,269	300,269	300,269				
資本的収入	6. 国(都道府県)補助金	157,968	408,450	1,037,531	339,120	395,044	766,909	873,758	1,143,690	1,024,658	428,400	428,400	428,400	
	7. 固定資産売却代金		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
資本的収入	8. 工事負担金													
	9. その他	11,632	35,292	60,037	56,174	63,703	10,977	7,867	3,356	1,872	220	79	1	
資本的収入	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	824,819	2,191,885	2,954,397	2,238,773	1,782,483	2,758,565	2,498,404	3,220,625	2,832,209	1,234,530	1,234,489	1,286,611	
	(B)													
資本的収入	純計 (A)-(B) (C)	824,819	2,191,885	2,954,397	2,238,773	1,782,483	2,758,565	2,498,404	3,220,625	2,832,209	1,234,530	1,234,489	1,286,611	
	1. 建設改良費	780,741	2,281,218	3,045,911	2,308,861	1,853,151	2,830,911	2,570,801	3,293,021	2,904,601	1,306,881	1,306,881	1,359,021	
資本的支出	うち職員給与費	45,936	65,937	65,780	65,780	65,780	65,780	65,780	65,780	65,780	65,780	65,780	65,780	
	2. 企業債償還金	396,080	382,965	358,613	344,896	399,550	488,346	520,561	545,465	563,983	594,979	613,434	651,946	
資本的支出	3. 他会計長期借入返還金													
	4. 他会計への支出金													
資本的支出	5. その他		5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	
	計 (D)	1,176,821	2,669,683	3,410,024	2,657,257	2,258,201	3,324,757	3,096,862	3,843,986	3,474,084	1,907,360	1,925,815	2,016,467	
資本的収入不足額	(E)	352,002	477,798	455,627	418,484	475,718	566,192	598,458	623,361	641,875	672,830	691,326	729,856	
	1. 損益勘定留保資金	279,708	272,688	268,137	262,328	366,336	412,830	478,174	461,549	504,418	598,968	617,451	651,234	
補填財源	2. 利益剰余金処分	21,469	80,000	20,000										
	3. 繰越工事資金													
補填財源	4. その他	50,825	125,110	167,490	156,156	109,382	153,362	120,284	161,812	137,457	73,862	73,875	78,622	
	計 (F)	352,002	477,798	455,627	418,484	475,718	566,192	598,458	623,361	641,875	672,830	691,326	729,856	
補填財源不足額 (E)-(F)														
	他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)		6,004,885	7,351,220	8,840,207	10,210,711	11,009,461	12,201,515	12,997,454	14,225,289	15,166,706	15,377,627	15,570,193	15,776,447	
	計	6,004,885	7,351,220	8,840,207	10,210,711	11,009,461	12,201,515	12,997,454	14,225,289	15,166,706	15,377,627	15,570,193	15,776,447	

○他会計繰入金

区分	年度	(単位:千円)												
		令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
収益的収入	うち基準内繰入金	615,681	615,681	615,681	615,681	618,324	620,000	620,000	620,000	620,000	620,000	620,000	620,000	
	うち基準外繰入金													
資本的収入	うち基準内繰入金	4,319	4,319	4,319	4,319	1,676								
	うち基準外繰入金	4,319	4,319	4,319	4,319	1,676								
合計		620,000	620,000	620,000	620,000	620,000	620,000	620,000	620,000	620,000	620,000	620,000	620,000	

原価計算表

供用開始年月日 昭和 52 年 5 月 1 日
 処理区域内人口 48,968人
 計算期間 令和 8 ~ 17 年度
 (10年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使 用 料 (X)	千円 886,335	千円 1,411,661	千円	千円 1,411,661
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他	377,105	563,499		563,499
合 計	1,263,440	1,975,160	0	1,975,160

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
管渠費	人件費			
	給 料	千円	千円	千円
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	修繕費	7,178	14,864	8,918
	材 料 費	14	43	
	路面復旧費			
	委 託 料	49,601	63,944	38,366
そ の 他	5,911	9,004	4,085	
小 計	62,704	87,855	51,369	36,486
ポンプ場費	人件費			
	給 料			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	動力費	3,779	5,687	1,411
	修繕費	11,192	39,347	36,440
	材 料 費			
	薬 品 費			
委 託 料	41,498	2,218	1,109	
そ の 他	656	784	602	
小 計	57,125	48,036	39,562	8,474
処理場費	人件費			
	給 料	16,482	15,855	6,132
	諸 手 当	12,750	13,772	5,327
	福 利 費	7,398	7,908	3,059
	動力費	84,951	116,406	10,439
	修繕費	199,179	238,357	18,205
	材 料 費			
	薬 品 費	26,634	45,524	3,709
委 託 料	352,864	434,943	88,592	
そ の 他	8,809	9,810	1,145	
小 計	709,067	882,575	136,608	745,967
一般管理費	人件費			
	給 料	33,982	45,498	11,387
	諸 手 当	27,786	40,950	7,875
	福 利 費	16,268	22,172	2,854
	流域下水道管理運営費負担金			
	委 託 料	15,582	30,853	20,445
そ の 他	94,522	102,320	6,571	
小 計	188,140	241,793	49,132	192,661
資本費	支 払 利 息	72,858	229,827	138,184
	減 価 償 却 費	387,408	556,518	223,043
	企 業 債 取 扱 諸 費			0
小 計				
合 計 (Y)	1,477,302	2,046,604	637,898	1,408,706

資 産 維 持 費 (Z)	41,806
使 用 料 対 象 経 費 (Y) + (Z)	1,450,512

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.973

<使用料水準についての説明>

本表は、経営戦略計画期間である令和8年度から令和17年度までの10年間について、投資・財政計画(収支計画)のシミュレーション値で作成しています。なお、シミュレーション値には、令和8年1月及び令和13年1月の使用料改定による使用料収入の増加を見込んでいます。原価計算の結果、使用料対象経費に対する使用料収入の割合は97.3%となりました。使用料収入で使用料対象経費を概ね賅っている状況であり、使用料水準は適正です。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。